

職業紹介契約書

_____（以下「甲」という。）と、

株式会社ストックネスト（以下「乙」という。）は、甲が雇用する外国籍の人材（氏名：

_____, 在留資格：_____、

以下「丙」という。）について、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

乙は、甲に対し、職業安定法に基づく有料職業紹介を行い、甲はこれに対し紹介手数料を支払うものとする。

第2条（紹介手数料）

甲は、乙が労働局へ届出済みの手数料表に定める上限額の範囲内で、別途乙が指定する紹介手数料を、丙が雇用開始となる月の末日までに、乙が別途指定する銀行口座に振込送金にて支払うものとする。

2 振込送金にかかる手数料は甲の負担とする。

第3条（紹介料の返還）

丙が、雇用契約書に基づく雇用開始日を起算日として満6ヶ月を経過する日までに退職した場合、乙は理由の如何を問わず以下の割合で紹介料を返還するものとする。

返還金は、本契約に基づき甲が乙に対して実際に支払った手数料の額に以下の割合を乗じて得た額とし、甲が支払った消費税、及び振込手数料は含まないものとする。

（1）満1ヶ月以内：8割

（2）満3ヶ月以内：5割

（3）満6ヶ月以内：1割

2 乙は、前項に基づく返還金を、丙の退職日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月の末日までに、甲が別途指定する銀行口座に振込送金にて支払うものとする。尚、甲又は甲の関連会社等（実質的に同一の経営支配下にある法人を含む。）が丙を再雇用（雇用形態を問わない。）した場合、乙は前項の返還義務を免れるものとする。

第4条（遵守事項等）

甲による労働関係法令、出入国管理及び難民認定法、その他関係法令に係る違反やハラス

メント等に起因し、丙が前条の期間内に退職した場合、甲は乙に対し、前条により乙が返還した金額相当額を含め、本件に関連して乙が被った一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、本件に関して知り得た個人情報および業務上の機密情報を第三者に漏えいしてはならず、また本件の遂行以外の目的に使用してはならない。

第5条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が各在留資格に定められた入管法上の義務違反等、法令違反や本契約に対する重大な違反行為を行った場合は、直ちに本契約を解除することができる。

第6条（反社会勢力の排除）

甲及び乙は、自らが次の各号のいずれかにも該当しないこととする。また将来にわたってもこれに該当しないことを相手方に対して表明し、保証するものとする。

- (1) 反社会勢力（①「暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団員、②暴力団構成員、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋、⑥社会運動標榜ゴロ、⑦政治活動標榜ゴロ、⑧特殊知能暴力団、⑨その他これらに準ずる集団、又は個人 総称「反社会勢力」という。）であること、又は反社会勢力であったこと。
- (2) 自己の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会勢力であること、又は反社会勢力であったこと。
- (3) 反社会勢力を利用すること、又は利用していること。
- (4) 反社会勢力に対して資金等の提供、又は便宜の供給などを行うこと、又は行っていること。
- (5) 第三者を利用して相手方に対し暴力的行為、偽計、又は脅迫的言動を用いて相手方の名誉を棄損し、又は相手方の業務を妨害すること。
- (6) 自己の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による）及び本契約並びに個別契約の履行のために再委託する第三者が前各号のいずれかに該当すること。

2 甲又は乙が、前項各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができるものとする。

なお、当該相手方に損害が生じた場合は、当該相手方は、契約違反者に対して損害賠償を請求できるものとする。但し、契約違反者は、契約が解除されたことを理由として契約相手方に対し、いかなる損害賠償も請求できないものとする。

第7条（不可抗力）

地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、内乱、暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、労働争議、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約又は一部（金銭債務は除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に

通知するとともに、回復するための最善の努力をするものとする。

2 前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、甲及び乙は、協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第8条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり合意が成立したので、本書面2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保有するものとする。

年 月 日締結

（甲）

⑩

（乙） 株式会社ストークネスト

東京都品川区北品川3-7-7 3F

（有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-319363）

代表取締役 河野 眞吾

⑩